

札市場経第 448 号  
令和 2 年（2020 年）3 月 5 日

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太

### 新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルスへの対応については、これまでに新型コロナウイルスに関する連絡会議の開催や周知文書によって、場内事業者の皆様に注意喚起してきたところです。また、取引方法等についても、青果部のせり取引の一部を相対取引へ変更することや各卸売業者のせり人等のマスクの着用などの対策を講じてきたところです。

しかしながら、道内での感染者は依然として増加しており、北海道知事による緊急事態宣言の発表などの状況を鑑み、当市場といたしましても更なる感染防止策が必要な状況となっております。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり取引方法を変更することいたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### 1 取引方法の変更について

多人数が集まり、飛沫感染等の可能性があるせり取引における濃厚接触を回避するため、札幌市中央卸売市場業務規程第 42 条第 2 項に基づき、せり取引を行っている全品目について下記 2 の期間、相対取引に変更する。

##### 2 取引方法の変更期間について

上記取引方法の変更期間は、3 月 6 日（金）から 3 月 14 日（土）までとする。但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとする。

##### 3 その他

- (1) 市場内では、可能な限りマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (4) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、3 月 5 日（木）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。